

令和8年度 第1回白井市国民健康保険運営協議会

日時：令和8年5月28日（木）

午後3時30分から

場所：白井市役所 本庁舎4階
中委員会室

○事務局 会議の進行を務めます、保険年金課長の石田と申します。4月より障害福祉課から転属となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、会議が始まる前に、お配りした資料の確認をさせていただきたいと思います。着座にて失礼させていただきます。

まずは、事前に御送付させていただいた会議の資料となります。
会議の次第と、報告1、報告2、報告3、議題1の資料を郵送させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日お配りしている資料の確認です。机の上に置かせていただいております委員の皆様の運営協議会の委員の名簿、あとは、A3判の大きなリーフレットで、「令和8年度 これだけは知っておきたい あなたの保険税」のチラシになります。

また、もう1つ、A4判のチラシがございます。こちらにつきましては、6月から本市も窓口開庁時間の変更が生じましたので、市民の皆様にお知らせしているポスターです。当課も窓口業務がございますので、こちらを活用して、市民の方に御理解いただいているところでございますので、置かせていただきました。

最後に、議題1の資料です。こちらにつきましては、大変申し訳ございません。本日までに、この資料の中身の文言を整理などさせていただいて、一部修正をさせていただいておりますことから、お持ちいただいた資料ではなく、机の上に置かせていただいております議題1の資料を使わせていただきます。

こちらにつきましては、議題1の段階で、一旦プロジェクターで投映させていただきたいと思っておりますので、途中、会長の席の下にスクリーンがございますので、会長の席の御移動と準備が間に入りますことを事前に御了承いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、資料の配付については以上です。空調などお困りごとなどはございますでしょうか。先ほど少し調整させていただいておりますので、この後、少しまた温度を上げていきたいと思いますが、寒い等ございましたら遠慮なくお申しつけていただけたらと思います。

それでは、第1回白井市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

なお、本日ですが、●●様、●●様におかれましては、所用のため欠席となりましたので、御報告をさせていただきます。

また、名簿一番下にございます被用者保険代表で委員を務められました小川委員につきましては、人事異動により退任となりましたので、4月1日付の後任ということで、戸崎様にお願いすることで委嘱させていただいたのですが、本日、所用のため御欠席となりました。次回の会議で改めて御紹介させていただきたいと思っております。

それでは、会議に入ります前に、今年度の人事異動に伴い、健康子ども部長が池内部長から松岡部長に交代となりましたので、ここで御紹介させていただきます。部長、よろしくお願いいたします。

○松岡部長 ただいま御紹介がありました松岡でございます。私は、市民活動支援課長、健康課長、議会事務局長を経まして、今年度より健康子ども部長に着任いたしました。

これから、皆様からいろいろな御意見を頂きながら、市の国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 会議の開催に当たりまして、松本会長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松本会長 皆さん、こんにちは。今回、部長も課長も替わられましたが、またよろしくお願いいたします。着座ですみません。

会議に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ本会議に出席いただき、誠にありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

今回の会議には、事務局から報告3件と議題1件が出されております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂き、会議が円滑に進むよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今後、さらに少子高齢化が進むに当たりまして、引き続き、誰もが安心して医療を受けられるために、全世帯型社会保障改革に当たりまして、私たちも取り組みたいと思いますので、その辺もよろしくお願いいたします。

近頃、暑さも、すごく温度差が激しいですね。皆さん、いかがですか。皆さんも本当に健康だけには気をつけてください。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、笠井市長から御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、こんにちは。市長の笠井です。

今日は、第1回の国民健康保険運営協議会、このように3時半という難しい時間に集まっておきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

また、皆様には、日頃から医療や、そして被保険者の立場から、いろいろな御意見等を頂きまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

先ほど松本会長からありましたが、今、日本全体が人口減少社会を迎えていて、国民健康保険制度をどのように維持していくことが重要かということが、非常に重要な大きなテーマとなっています。そういう中で、医療機関の方もおられますが、医療機関の従事者がなかなか確保できない。そして、いろいろなものが値上がっていることによって、なかなか経営が苦しい状況にあるのは、十分承知をしているところであります。

白井市におきましては、高齢化率を少しお話ししますと、今、29%を超えました。人口ですと1万8,000人を超えています。これは、国も今29%ですから、国と同じような現状です。

ただ、この白井市の特色というのは、千葉ニュータウン、昭和54年の一番入居で人口が爆発的に増えてきましたので、今後、この高齢者の率が恐らく国を上回るということが想定されます。さらに言いますと、75歳以上の後期高齢者がもっと増えてくるのではないかとということが考えられます。そういう中で、国保をどのように運営していくのか。人口が減るということは、国保の加入者が減るということ。そして、一方では、後期高齢者になってきますと、医療機関にかかる人が増えてくる。ですから、医療費は当然1人当たりの負担は上がってくる。

一方で、国保に入る人が減ってくるということは、全体のパイがなかなか上がらないとすると、税収が確保できない。これが恐らく今後、白井市含めて、日本全体の問題になると思います。

この制度、国保制度というのは、日本の非常にいい制度で、諸外国には、なかなかこういう制度がない。これをいかに次の世代に、安定した財源の下にサービスの質を高めていくことができるか。これがこれからの国においても、この市においても、テーマだと思っていますので、ぜひ次の世代につなげるためのこの国保の制度をどのように運営して、改善していけばいいか、ということそれぞれの立場から忌憚のない御意見等を頂きたいと思っています。

この街は、市民全ての人が豊かに暮らせる街を目指しています。そういう中で、国保制度は重要な施策でありますので、今後、維持するために、皆さんのお力を借りながら、この街の発展と市民生活の向上に努めてまいりますので、どうか皆さん、

よろしくお願いいたします。

○事務局 この後、笠井市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

○笠井市長 すみません。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、これより会議に移らせていただきます。

本日の出席委員は7名で、委員の半数以上でありますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、会議が成立することを申し添えます。

また、この会議につきましては、同規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、松本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、これから議事を進めてまいりたいと思います。円滑な議事進行につきまして、皆様の御協力がとても大切なので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開となっておりますので、傍聴の方、どなたかいらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃらないです。

○議長 ありがとうございます。では、傍聴の方がいらっしゃらないようなので、早速議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、報告1、白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から御説明よろしくお願いいたします。

○事務局 保険税係の今井でございます。よろしくお願いいたします。報告1の説明をさせていただきます。

白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金の課税額に関する規定を定めるため、条例の一部を改正するもので、令和8年第1回白井市議会定例会に上程し、3月23日に議決されたものです。

2ページを御覧ください。

白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、資料として、新旧対照表を添付しておりますので、7ページを御覧ください。

第2条は、課税額を規定しているもので、第1項第1号の改正は、課税額に子ども・子育て支援納付金分を加えるものです。

同項第4号は、子ども・子育て支援納付金課税額を加えるものです。

同条第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割及び均等割の合計額に18歳以上の均等割を加算した額とし、限度額は3万円とするものです。

8ページを御覧ください。

9条には、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を総所得等に100分の0.25を乗じて算定するものです。

第9条の3は、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割を1人につき2,000円とするものです。

第9条の4は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上の均等割の額を1人につき150円とするものです。

第21条第1項及び同項第1号から9ページの第3号までの改正は、子ども・子育て支援納付金均等割課税額の7割、5割、2割軽減について、軽減金額について定めるものです。

同条第2項第3号の改正は、子ども・子育て支援納付金均等割課税額の未就学児1人について軽減する金額を定めるものです。

10ページにかけまして、同条第3項の改正は、子ども・子育て支援納付金均等割課税額の改正により、出産被保険者の軽減に18歳以上の被保険者均等割額を加えるものです。

同項第7号から第9号までの改正は、子ども・子育て支援納付金均等割課税額の改正により、出産被保険者の所得割額、均等割額及び18歳以上の被保険者均等割額に関する軽減額について定めるものです。

同条第4項の改正は、子ども・子育て支援納付金均等割課税額の18歳以下の減額について定めるものです。

10ページの下段から13ページの附則第3項、第4項及び第6項から第14項までの改正につきましては、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、所要の改正をするものです。

5ページの議案に戻りまして、附則第1項は、施行期日を定めるもので、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

また、附則第2項は、適用区分を定めるもので、改正後の白井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7

年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で報告１の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたけれども、どなたか御質問等はございませんか。

○●●委員 今度は子どもの支援ということで金額が上がると思うのですが、そういう明細というのは、どこかに出てくるのでしょうか。各個人に。

○議長 どうぞ。

○事務局 令和８年度からの課税ということになりますので、７月中旬にお送りする令和８年度分の国民健康保険税の課税の内訳の明細でのお知らせというかたちをとらせていただきます。

○●●委員 分かりました。

○議長 吉田さん、よろしいですか。

○●●委員 はい。

○議長 他に、どなたかございませんか。

質問がないようでしたら、報告１の白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、終了させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。全員ですね。

今、皆さんから挙手をいただきましたので、報告２、令和８年度白井市国民健康保険特別会計勘定補正予算（第１号）についての事務局からの説明をお願いします。

○事務局 では、続きまして、報告２、令和８年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第１号）について、説明いたします。こちらにつきましても、令和８年第１回市議会定例会に上程しまして、議決されております。

概要としましては、歳入歳出予算に３，９６５万９，０００円を追加し、歳入歳

出それぞれ５６億９，８３３万４，０００円とするものでございます。

内容としまして、歳出で、３款国民健康保険事業費納付金の増額につきましては、子ども・子育て支援納付金の開始に伴い、国民健康保険事業納付金に、新たに子ども・子育て支援納付金分を追加し、増額補正するものでございます。

なお、歳入につきましては、１款国民健康保険税及び４款繰入金につきまして、歳出の３款国民健康保険事業費納付金の補正予算に係る財源として、所要額を増額補正するものでございます。

以上で報告２の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

今、事務局から説明、報告２がありましたけれども、これに関して、どなたか御質問ございませんか。●●さん、何かありませんか。

○●●委員 大丈夫です。

○議長 大丈夫ですか。●●さん、大丈夫ですか。

○●●委員 特にないです。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ないようなので、報告２、令和８年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第１号）について、終了させていただきたいと思います。

それでは次に、報告３に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。これも事務局から御説明をお願いします。

○事務局 報告３、専決処分について、御説明いたします。

内容としましては、白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてになります。

本日、保険税のリーフレット、Ａ３判のこういったリーフレットを配付させていただきましたので、開いた２ページ目を一緒に御覧になっていただきたいと思います。

報告３の資料ですけれども、これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日に施行されることに伴い、白井市国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日に専決処分したものとります。

す。

資料としまして、新旧対照表を添付しておりますので、2枚目の裏面を御覧ください。

第2条は、課税額を規定しているもので、第2項の改正は、基礎課税額の賦課限度額を66万円から67万円に改めるものです。

第21条は、国民健康保険税の減額を規定しているもので、第1項の改正は、減額措置を適用した後の基礎課税額の賦課限度額を第2条と同様に66万円から67万円に改めるものです。

第2号及び第3号の改正は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を見直すもので、第2号の改正は、5割減額の対象を拡大するため、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円に改めるものです。第3号の改正は、2割減額の対象を拡大するもので、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を56万円から57万円に改めるものです。

附則第1項は施行期日を定めるもので、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項は適用区分を定めるもので、改正後の白井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

今回の改正によりまして、影響額について試算しましたところ、令和8年3月現在での状態で制度改正を行った場合で見ますと、限度額の廃止によって、約152万円の増額となりました。あと、軽減判定所得の改正により、医療分で89万7,000円の減額、支援分で9万3,000円の減額、介護分で5万5,000円の減額となり、計104万5,000円の減額となりました。

3つ目は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

今、事務局から御説明がありましたけれども、どなたか御質問ございませんか。

どなたもございません。ないようですので、ありがとうございました。

では、説明が終わりましたので、専決処分についての報告を終了させていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○議長 ありがとうございます。

○事務局 議題に入る前に少しお時間を頂きまして、スクリーンを上げさせていただきます。申し訳ないですが、こちらでお願いいたします。

〔スクリーン設置〕

○事務局 それでは、説明に入らせていただきます。お願いします。

○事務局 議題1を説明させていただきます。本日、差し替えでお配りしたものをスライドで映しておりますので、どちらかを御覧になっていただけたらと思います。

まず、白井市国民健康保険税の税率改正の見直しにつきましての御説明をさせていただきます。

今、1ページですが、2番から5番までのスライドについては、目次となっています。

6枚目のスライドです。国保制度と白井市の位置づけということで、国民健康保険の制度概要になります。国民健康保険は、国民皆保険を支える公的な医療保険でございます。国民全員が保険に加入し、全員が保険料を支払うことで、お互いの負担を軽減し、けがや病気のリスクを社会全体で支え合う仕組みのことでございます。他の健康保険に加入できない人が加入する保険でございます。加入者全員が保険料を支払い、支え合う仕組みとなっております。

近年の国保加入者の現状といたしましては、年齢構成が高くなっております。また、医療費の水準が高くなっております。所得水準が低くなっているような状況でもございます。

(2) 県と市の役割分担につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となっております。国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することで、都道府県から保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として支給される制度改革がされております。

保険料水準の統一化ということで、目的、意義につきましては、都道府県内の保険料水準の格差を解消し、被保険者間の公平性を確保するとともに、高額医療費による小規模保険者の財政変動を抑制し、国保財政の安定化を目指すものでございます。都道府県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料になるように、保険料の算定基準を完全に統一するというものでございます。目標時期としましては、令和15年度までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度、令和18年度の保険料算定までの移行を目標とするということで

ございます。

千葉県の子葉県国民健康保険運営方針としましては、国民健康保険の財政運営の安定化を図りつつ、保険料水準の統一や医療費の適正化等の取組をより一層進め、国民健康保険運営の都道府県化のさらなる深化を図るということでございます。方針としまして、市町村の標準的な保険料の算定方法を2方式、所得割、均等割とするもの。令和7年度から医療費水準の反映を段階的に縮小し、令和11年度に廃止する、納付金ベースの統一。将来的に県内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となること、保険料水準の統一を図ろうというものでございます。

市の国保歳入の構成比率としまして、県の納付金でございますが、こちらが全体の7割を占めております。国民健康保険税につきましては、全体の2割を占めております。

国保の歳出の構成比率でございますが、保険給付費が全体の7割を占めております。そのほか、国民健康保険事業費納付金が全体の3割を占めております。国保の会計は、利用する人から費用分の財源を納めていただくという考えの下、市全体の財源とは別に独立して歳入、歳出を管理しております。

国保被保険者数の推移ということでございます。国保の被保険者数の推移につきましては、世帯数のほうは、毎年200から300世帯が減少しております。国保被保険者世帯数の推移につきましても、世帯割合、被保険者割合とも減少しています。

千葉県の国保加入者の推移につきましても、国保被保険者数は当市に限らず県全体で減少傾向となっております。

国保被保険者の年代別推移でございますが、当市の国民健康保険加入者の年代別被保険者数は、どの年代においても減少傾向にあります。

国保税収の推移といたしまして、当市の国民健康保険税の収入額は、被保険者数の減少とともに、令和5年度以降、年々減少しております。

保険税の収納率でございますが、当市の国民健康保険税収納率は、現年度分としまして95%の目標に向けて緩やかに上昇しておりますが、滞納繰越分は令和4年度以降は20%台前半で推移しております。

医療費につきましては、当市の国民健康保険医療費の総額は減少していますが、被保険者の高齢化や診療報酬の増加等により、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

国保事業費納付金につきましては、当市の国民健康保険事業費納付金の総額につきましては増加傾向にあり、それに伴い、1人当たりの納付金額も増加傾向にあり

ます。

国保事業費納付金につきましては、各項目ごとの推移なのですが、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の状況につきましては、近年、医療保険分が上昇傾向となっております。

国民健康保険の財政収支でございますが、当市の国民健康保険の実質単年度収支は、令和5年度からマイナスになっております。

千葉県が示す標準保険税率につきましては、県が示す標準保険税率につきましては、近年、医療保険分を除き当市の現行保険税率よりも上回っています。昨年、医療保険は一旦上がったのですが、その分、8年度については若干下がったようなことになっておりますが、支援分、介護分につきましては、いずれにしても白井市よりも高い額が標準額ということで示されております。

千葉県内での近年の改定年度、医療分についてなのですが、表に示しましたとおり、白井市の改定につきましては、平成22年度に行った以降されておられませんので、16年間されていない状況となっております。

白井市の国民健康保険運営協議会での諮問、答申ということで、令和4年に諮問、答申されておりましたが、5回の会議での協議の後、令和6年5月に答申が示されております。千葉県が示す市町村ごとの算定方式による標準保険税率とすること、白井市の現行の算定方式とすること、財政調整基金の状況等を踏まえ、令和8年度以降に見直すこととする、また、見直し後は、原則3年ごとに定期的に見直すこととするということになっております。

また、付帯意見としまして、見直しに際しましては、被保険者の負担とならないように緩和策を講じる、被保険者には丁寧で分かりやすい説明をお願いする、保険料統一に向けた諸課題、医療費水準、賦課方式、収納率等について県と市町村で協議、検討が生じることを考慮する必要があるとしております。

今後の見通しでございますが、令和5年度以降、先ほども御説明しましたが、実質単年度収支額がマイナスとなっており、財政調整基金の残高も少なくなっていることから、このまま見直しを行わない場合、令和9年度以降の国保の自立運営が難しくなります。ですので、これらのことから、令和9年度から国民健康保険税の税率の改定の必要があります。

どのように改定するかでございます。本日、令和8年の第1回会議ということで、令和9年度以降に税率改正を行うことについての方向性の可否について審議していただき、第2回会議として、令和8年8月開催の審議事項としまして、千葉県が示す市町村算定方式による標準保険税率について、千葉県が示す2方式、所得割、

均等割について、第2回の継続審議とすることとしたいと思っております。

どのように改定するかですが、目的を安定的な医療提供の継続、持続可能な財政運営とし、2つ目としまして、基本的な考え方、令和11年度に向けて千葉県が示す市町村算定方式による標準保険税率とする。現行の3方式、所得割、均等割、平等割から、千葉県が示す2方式、所得割、均等割への変更を検討する。一般会計繰入に依存しない運営とする。

具体的な改定案としまして、令和11年度に向けて千葉県が示す算定方式による標準税率とする。改定については2段階方式とし、まず、令和9年度に改定、その後、11年度に千葉県が示す標準額とする。2段階に分けて改定するというような改定案となります。

また、現行の3方式、所得割、均等割、平等割から、千葉県が示す2方式、所得割、均等割への変更を検討するとあります。こちらについては、令和11年度に向けて3方式から2方式に変更する方向で検討する。

今、申し上げておりますものにつきましては、9年度から国民健康保険税の改正について必要があるということで、改正に向けた内容を御説明しておりますが、あくまで事務局としての案を何点か申し上げているところでございます。

4番目としまして、現行税率と改定後税率の比較でございます。令和8年度の標準保険税率と、白井市が今、設定している税率との比較でございます。まず、令和9年度ですけれども、所得割率については1.19%の増額、均等割額については3,300円の増額、平等割についてはマイナス800円、こちらは年額を改定するということです。第2段階目として、令和9年分も含めておりますが、所得割率については、今現在と比較してプラス2.37%、均等割額についてはプラス8,233円、平等割率についてはマイナス1,582円ということでの試算をしております。

実際の影響額については、大変細かい額で見づらいんですけれども、基本で算定をして進めてございます。実際、先ほど申したような改定をした場合、税収としてどうなるのかということで、現行税率との調整額について、令和7年度末、令和8年3月末の課税状況と比較でございますが、1回改定に当たりまして約7,330万円、2回目でその倍、1億4,660万円程度の課税額の上昇を見込んで算出しているところでございます。

見直し後の世帯への影響ということで、モデル世帯別で影響額を算定したものの表でございます。1人世帯、20代から30代の単身世帯でございますが、7割軽減という方については、改定後影響額として、税金で200円、1か月当たりの影響額は17円。100万円の方については影響額4,400円、1か月当たり367円、200万円の方については影響額1万1,700円、1か月当たり975円ということでございます。4人世帯なんですけれども、40代から50代の方の世帯主と被保険者、あと、10代の子供2人の4人世帯の場合ということで、影響額等算出したものが下の表でございます。

その他、2人世帯ということで、所得別に算出したものがこちらになっておりますので、参考として検討いただければと思います。

あと、最後に、国保の被保険者の皆さんが健康であるために、特定健診、がん検診、歯周病検診などの定期的な検診で生活習慣病の早期発見をということで、市のほうで実施している保健事業についての事業項目などを表示させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

急ぎになってしまった説明でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 補足でございます。私から、繰り返しになりますが、本日の会議で全てを決めるということでは決してございません。ですが、2回目以降に御審議いただく際に、少し事務局で、今、現時点で分かっている額で、どう運営していくかというところの提案という形となりますので、本日につきましては、会長さんに、この後、令和9年度以降に税率改正を行うことの方性の可否について、皆様に御審議をいただきたいというところでの説明とさせていただきます。後半28ページ以降、右上にマークをつけさせていただいていますが、こちらの提案があくまでも1つの案だということでマークをつけさせていただき、28ページ以降は継続の審議事項であることがわかるように修正させていただいておりますので、補足で説明をさせていただきました。

以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

令和9年度からの改正に関する審議事項ですからね。今、言われましたこと、8月ぐらいにこの会議をやります。そのときに、また事務局からの説明があると思うので、よろしくお願いいたします。

では、皆さん、今、事務局から説明がありましたけれども、どなたか御質問ございませんか。

どうぞ。

○●●委員 平成２２年に改正してから今まで改正していないということなのですけれども、その間は必要がなかったということですかね、今まで。ここに来て必要になったからということですか。今までは必要なかった。

○事務局 過去のこれまでの予算、決算等では、それぞれの税収や医療の給付費等を賄えてこられたということで、ここ何年かで税収等の影響が出始めたということでございまして、標準の税率との差も埋まってきているということで、影響が出始めたのかなということでございます。

○●●委員 先ほど市長さんの説明にありましたように、高齢化になってきていることと、保険税の収入が減ってきていると。あと、加入者も減っているという状態で、これは全体の流れとして、白井市だけではない流れですよ。これは、他の市町村も同じような流れの中で、同じ方向を向いている改正なのではないでしょうか。

○事務局 先ほど示させていただいている標準税率等につきましても、県全体での人口ですとか、それぞれの市の税収の見込み、医療費の見込み等から算出されておりますので、そういったことを見ながら算出されているものだと思います。

○●●委員 ありがとうございました。

○議長 白井市は、私も最初から、過去から出そうとしたのだけれども、他の市町村よりもちょっと実際の方が多かったんで、これ、ずっと賄えてきていたんですよ。こここのところへ来て、ちょっと減少ということもあるのですけれども。先生、よろしいでしょうか。

○●●委員 はい。

○議長 どなたか。
どうぞ。

○●●委員 よく分からないところがあってお聞きしたいのですけれども、本来、

説明の中で、県が主導して統一方向に向かわせるというお話がありましたよね。例えば、もともとこの子ども・子育て関連のものは、上位法の地方自治法でしたっけ、施行令か何かでぼんと上げることが法律上、上位法で決められて、専決で否も応もなくやらざるを得ないような、そういうようなものの中で、この保険税の部分だけは、県が主導で、法律で、上からの指導で、こういうふうに県内統一しなさいみたいな、そういうような動きというか、やり方というのはないのですか。やはり独自に各市町村が、全部独自でやっていかなければいけないのか。何でそういうふうになったのか、いま一つよく分からなくて、教えていただきたいのですけれども。

○事務局　今現在、各市個々の税率で、徴収は各市で行っておりますけれども、医療費ですとか納付金については、県でまとめておりますので、最終的には後期高齢者と同じように全体で賄っていく、標準にするという方向で進んでいる状況ですので、それに応じた標準を示しておりますので、それに向けて各市が調整して、ある年度に向けて標準に統一するような動きが、各市で進められているような状況でございます。

標準税率の改正について、白井市は、何年もされていないということで、ここで今、皆様に審議をお願いしているところなのですが、ある市では、毎年のように改正を既に行っている市も、大きな市でも行っているところでございますので、その辺についても報告させていただければと思います。

○●●委員　そうしますと、将来的に令和9年、11年、最終的にそこでは、千葉県内の市町村は、全部統一的な形での所得割とか均等割とかいうような形で運営されるようになっていく予定なんですか。

○事務局　その時点では、各市での標準税率という形なので、大くくりな、ある統一というものは、もうしばらく先になるものだと思います。

○●●委員　ある程度、上位法で拘束されて、これでもう国全体として、こういうふうにしましょうというのは、まだ先の話。

○事務局　それは15年とか、そのあたりなのですけれども、11年については医療費を考慮しないですとか、そういったことである程度統一した、方式などを統一させたいというような県内での取組ということでございます。

○●●委員　分かりました。

○議長 他に、どなたかございますか。

●●さん、どうぞ。

○●●委員 白井市の前の会議で、見直しに際しては、なるべく被保険者には丁寧で分かりやすい説明をお願いするという話だったのですけれども、やはり早め早めに、財源がこれだけ足りないから、こういうふうな増額が必要ですよという話を広く説明しない限り、この増額というのは、なかなか市民からは納得得られないのかなと思います。それで、分かりやすい説明をどのようにするかというのを具体的に市で、これから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長 では、今、●●委員からありましたので、行政でも検討してください。前回も今の件、出ていましたものね。千葉県の中で4市ぐらいですか、ちょっと大変なのということで、全体で見てもらえないかみたいな感じのものが県から提案されたのですけれども、白井市の場合は、財政が、まだ何とかなるでしょうということで、8年度からまた考えましょうということでやっていたのですよね。でも、これから、9年度からは、もう改正という方向に向けてやっていかなきゃいけないので、8月頃の会議のときには、その資料などを提出していただければありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

○●●委員 もう1つ、いいですかね。

○議長 はい。

○●●委員 一応、今までの国保特会の中で、一般財源からのいわゆる繰入というんですか、そういったものというのは行われていないのでしょうか。

○事務局 基準内での繰入はございましたが、基準外での繰入は、入れたことはございません。

○●●委員 まだやっていないのですね。

○事務局 はい。

○●●委員 例えば、会社等のいわゆる厚生年金保険みたいな、政府管掌保険とか、いろいろありますよね。国民健康保険に加入している我々被保険者というのは、要は、全部財源は自己負担。会社で2分の1出してくれるような状況ではないですよ

ね。この制度の説明者の話でいけば、当然、それは自分たちが加入している保険税なので、自分たちで財源を賄うのは当然ですよという話は今までも散々されていたし、確かにそういう部分もあるのだろうと思うのですけれども、ただ、国保の中で、その辺みんながすぐ納得できないというのは、例えば議員さんなんか言わせれば、一般財源から繰り入れるのは、とんでもないと、国保は国保の中でやりなさいという話が出ちゃうと思うのですね。

だけど、本来、会社なんかだったら、半分、2分の1は事業者負担で出してくれている保険料に関して、例えば独自で八百屋さんやっていますよ、独自の個人事業主やっていますよというような、そういった人間というのは、2分の1負担がない状態で丸々出している。そういうような状況下の中で、みんな頑張って保険料納めているわけですよ。そこに一般財源というのが、ある程度、国保財政が苦しくなっても、一般財源の繰入がいざとなったときには、多少は市町村がやってくれるんだという、そういう裏づけがあるのであれば、国保のそういう納付者もある程度納得してくれるんだろうと思うのですけれども、そういうところが、まだ制度として細かい設定がされていないですよ。

例えば、所得割と単純に出てきますけれども、所得割で総収入から控除される金額なんていうのは基礎控除ぐらいで、実際、私たち税金、所得税納めていますけれども、所得税なんかの場合には、非常に控除の部分で、その保険者個人個人が、その年にどうしても大変なことがあって、控除が受けられる、所得税上だったら受けられるような特別イベントみたいなのがあって、出費が多かったような年は、所得税には反映してくれるのですけれども、国保税というのは、そういうのを全く反映してくれないですよ。そういう制度をもうちょっと細かくしていかないと、なかなか単純に財源足りません、じゃあ上げますよというのを言っても、やはりなかなか国保税の納税者は、すんなりとは納得できないんじゃないかなと思います。私の意見です。

○議長　ありがとうございます。

○●●委員　一応、お話として話しました。

○議長　大切なことでございます。払う側にしてみれば大変ですものね。

ほかにどなたかございませんか。●●さん、何かございません。

○●●委員　大丈夫です。ないです。

○議長　では、もしないようでしたら、報告は3つあったのですけれども、議案は

1 つだったので、以上 4 件になりますが、その他に何かございましたら。事務局のほうから何かございません。ないですか。

よろしいですか。分かりました。

皆さんからも御意見がないようなので、では、この議案 1 は以上をもちまして、採決させていただきたいと思います。

○事務局 はい。

○議長 もし質問がないようでしたら、これで採決させていただきたいと思えますけれども、よろしいですか。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。全員賛成です。

ほかに事務局もないようでしたので、以上をもちまして、本日の事務局から提案された議題は、全て終了させていただきました。

それでは、この後、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。